

ウィッグ・乳房補整具の購入費用補助制度

～いばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業補助金）～

がん治療を受けている方の **就労等の社会参加を応援** するため、**ウィッグ(かつら)、乳房補整具** の購入やレンタル費用を補助します。

ウィッグ(かつら)補助



補助の対象となる方は、次の項目に全て該当する方です。

1. 申請日時点において茨城県内に住所を有する方。
2. がんの治療（化学療法、頭部放射線療法等）を受けた方又は現に受けている方でウィッグを必要とする方
3. 過去に、本事業のウィッグ補助金の助成を受けていない方。

補助率・補助額
購入経費の1/2
(最大2万円)

補助回数 1人1回

補助の対象となる経費

- ・ウィッグ（全頭用かつらに限ります）
- ・装着用ネット

申請日時点から過去1年以内に購入又はレンタルした経費が対象です。

※付属品、ケア用品、部分的なかつら、一部に毛髪が付いた帽子などは対象外。



乳房補整具補助

補助の対象となる方は、次の項目に全て該当する方です。

1. 申請日時点において茨城県内に住所を有する方。
2. **乳がん手術を受けてから1年半以内**の方であって、乳房補整具を必要とする方。
3. 過去に、本事業の乳房補整具補助金の助成を受けていない方。

補助の対象となる経費

- ・乳がん術後用の補整下着
(乳がん術後用と商品説明に明記された商品のみ)
- ・術後胸帯・人工乳房・パット

申請日時点から過去1年以内に購入又はレンタルした経費が対象です。

※術後用水着や入浴着および乳がん術後用下着以外は対象外。

補助率・補助額
購入経費の1/2
(最大2万円)

補助回数 1人1回



・複数購入した場合は、まとめて申請可能。その場合、最初の購入から1年以内の申請であれば対象。
・県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合は、対象経費からその金額を差し引いた額が補助の対象となります。

申請方法



以下の書類を「いばらき みんなのがん相談室」宛てに郵送または持参ください。
添付書類①～④は必須、⑤は対象者のみです。郵送代金は申請者負担になります。

- 補助金交付申請書兼実績報告書
- 添付書類

- ①領収書【原本】（購入日・金額・商品の内容がわかるもの）※確認後、返却します。
- ②治療の内容がわかる書類【写し】
 - ・ウィッグ申請：抗がん剤の薬剤名、または頭部放射線治療がわかる書類（診療明細書・お薬手帳・治療方針計画書など）
 - ・乳房補整具申請：手術日の記載がある書類（退院時の診療明細書・生命保険への提出書類など）
- ③住民票【原本】（発行から概ね3か月以内で、マイナンバーの記載のないもの）
- ④振込口座確認書類【写し】
通帳の見開きページ、ネット銀行の場合は口座情報の写し
（銀行名・支店名・店番号・預金種別・口座番号・口座名義人が分かるもの）
- ⑤市町村が実施する同種補助金を受給した場合のみ、補助内容がわかる書類【写し】



- ・申請から約2カ月後に決定通知を郵送し、その後に振込となります。
- ・申請不備がある場合は、電話連絡をいたします。
- ・申請書の「記入見本」や「Q&A」については茨城県看護協会ホームページ「いばらきみんなのがん相談室」内の「社会参加サポート事業」をご参照ください。



(社会参加サポート事業)

Q インターネットで購入して領収書がない。

A 購入先に領収書を発行してもらうか、発行できない場合は、購入内容及び支払が確認できる書類を提出してください。

Q ウィッグと乳房補整具の同時申請をしないとだめですか。

A 申請は同時でも別々でも1回ずつ可能です。

Q 宛先で「いばらきみんなのがん相談室」と書くのに抵抗がある。

A 宛名は「茨城県看護協会 補助金窓口」でも可能です。

申請窓口（お問い合わせ先）

(公社) 茨城県看護協会

「いばらき みんなのがん相談室」

〒310-0034 茨城県水戸市緑町3-5-35

☎ 029-222-1219

✉ ibagan@ina.or.jp

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00 (※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く)



(いばらきみんなのがん相談室)



“聴く”事をイメージした相談室のキャラクター
「きくちゃん」

がんに関する様々な不安や悩みの相談にも対応しています！
お気軽にご相談ください。

申請方法、申請窓口などについては次頁をご覧ください

記載した申請書を切り離して、必要書類と合わせて申請窓口あてにご郵送ください